

～多胎を妊娠中の方へ～

健診費用の追加助成制度についてのご案内

妊婦健康診査費用補助券が利用できる健診回数（14回）を超えて、医療機関等で受診した妊婦健診費用について、その一部を追加で助成いたします。

1 助成額

5,000円を上限に、妊婦健診にかかった費用を助成

2 追加助成回数 5回まで

なお、妊婦健康診査費用補助券が残っている場合はその回数分は追加分とせず、別途妊婦健診費用の助成申請が必要となります。

3 助成が受けられる方

健診受診日に、町に住民登録がある方



マタニティマーク

4 助成の方法

償還払い方式

助産所や医療機関で受診した際、妊婦健診にかかった費用の全額を医療機関へお支払いいただきます。その後、受診日から1年以内に下記の必要書類をご用意のうえ、健康推進課窓口にて申請手続きを行ってください。

5 申請に必要なもの

- ★ 母子健康手帳の写し（表紙及び健診の記録が記載されている頁の写し）
※交付されている冊数分の写しが必要となります。
例）双子の場合：2冊分、3つ子の場合：3冊分
- ★ 領収書及び明細書のコピー（申請手続きの際に、原本もご提示願います。）
- ★ 町民であることが確認できるもの（確認に必要な書類を町職員が閲覧することについて承諾いただいた場合は不要です。）
- ★ 愛川町多胎妊婦健康診査費用助成申請書（健康推進課窓口にあります。）
※振込口座を記入する欄があります。口座番号等がわかるものをご持参ください。
- ★ 印鑑（朱肉を使用するもので、シャチハタ等のスタンプ印は不可）

6 申請期限

受診した日から1年以内（複数回の受診の場合は最初の受診日から1年以内）

領収書及び明細書の保存状態の良いうちに、早めに申請してください。

申請先・お問合せ 愛川町民生部健康推進課

電話 046-285-2111（内線 3342）